

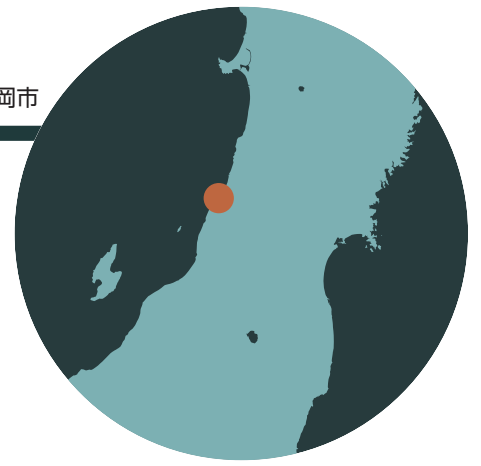
大山上池・下池

おおやまかみいけ・しもいけ

山形県鶴岡市



大山上池・下池と都沢湿地、八森山、高館山



[登録番号] 1844

[登録年月日] 2008年10月30日

[面積] 39ha

[湿地のタイプ] O:永久的な淡水湖沼

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区
[国際登録基準] 2、5、6

湿地の概要

大山上池・下池は、鶴岡市の西部、大山地域にある農業用ため池である。池の東側に広がる庄内平野は東北屈指の米どころであり、約400年前と言われる築造以降、両池は現在も稲作用のため池としての機能を果たしている。大山地域は古い城下町で、いまでも酒造りの町として知られている。

上池・下池の西には、八森山(229m)から高館山(274m)へと南北に海岸丘陵が連なる。江戸幕府の直轄領として一帯での森林伐採が禁じられてきたため、ブナ

などの広葉樹林の良好な自然植生が残され、集水域から二つの池に安定的に水が供給されてきた。ため池の管理による人的利用と併せ、水生植物や鳥類、昆虫類等の多様な生物が生息する豊かな生態系と美しい景観が保全されてきた。

他方、現代においては鳥の糞による水質の富栄養化や、水抜き等の管理が定期的に行われなくなったことなど、人と池のかかわりが希薄になっていることが課題である。



湿地にかかわる動植物

冬季は雪に覆われ結氷するため、上池・下池は渡り鳥の越冬地としては機能していなかった。1980年代の後半からコハクチョウが飛来し始め、現在はコハクチョウの他にマガン、ヒシクイ、マガモ、コガモ、オナガガモなど2万羽以上の水鳥が飛来し、越冬地・中継地として利用するようになっている。

コハクチョウは庄内地域の冬の訪れを象徴する渡り鳥だが、もっとも多くみられるのは稲刈り直後の10～11月である。日中は庄内平野で落ち穂をついばむ姿や、夕暮れの中で上池・下池に向かい飛ぶ姿が印象的。またマガモは6万羽を記録した

こともあり、日暮れ後に池から飛び立つねぐら立ちは、コハクチョウのねぐら入りと交差し壮観である。



下池とコハクチョウ



大山上池



大山下池

保全・管理の取組

下池に隣接する都沢湿地(みやこざわしゅち)は、1990年代に休耕田になった後も下池の滲出水の影響によって湿潤な環境が保たれ、希少な水生動植物が生育する低湿地が成立した。当地は条約登録範囲には含まれていないものの、庄内自然博物館構想に基づき湿地の保全・再生活動が行われている。

本構想の拠点施設である「鶴岡市自然学習交流館ほとりあ」を中心に、都沢湿地が抱える「自然遷移による乾燥化」「外来

動植物の増殖」といった課題に取り組むべく、市民協働での取組みを展開している。近年はウシガエル・アメリカザリガニの駆除と食への活用、ヨシ・マコモの刈り取りとクラフト等への活用など、湿地資源を現代に則した活用にアレンジした活動を試行している。



上池と浮草組合によるハス収穫



収穫したハスの販売

ワイズユースの取組

下池を一周できる高館山の遊歩道は市民の憩いの場として親しまれ、特に早春期はカタクリやオオミスミソウ等の花を目的に県内外からも散策者が訪れる。

夏には両池にハスが咲き、地元の「浮草組合」がハスの花を収穫する。浮草組合は1856年以前から続く両池の浮草採取の権利を持つ組合であり、収穫したハスの花・巻葉・果托をお盆の仏花として出荷する。

下池にある野鳥観察小屋「おうら愛鳥

館」は秋のシーズン中、バードウォッチャーでにぎわう。特に11月上旬は背後の高館山の紅葉と併せ、写真撮影スポットとしても人気が高い。

この他、上池・下池と都沢湿地、高館山周辺は庄内自然博物館構想の活動フィールドとして位置づけられており、「ほとりあ」では自然観察会や学習会といった環境教育事業が通年開催されている。



おうら愛鳥館

関連自治体

鶴岡市役所 ☎0235-25-2111

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

大山上池・下池 (おおやまかみいけ・しもいけ)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 庄内自然博物館構想推進協議会

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03